

議会改革推進会議

第2回会議 次第

日時：令和3年8月4日 午前9時30分～
場所：議事堂第3委員会室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 議会広報の充実について
- (2) 常任委員会のインターネット録画配信の試行等について
- (3) 提出予定議案協議会について
- (4) 委員会におけるマイボトルの持込み等について
- (5) 本会議における意見書朗読の省略について
- (6) 議場・傍聴席からの避難誘導訓練の実施について

3 報告事項

- (1) 広報編集委員会の取組状況について
- (2) IT活用検討委員会の取組状況について

4 その他

5 閉 会

<資料>

- ・資料1 議会広報の充実について
- ・資料2 常任委員会のインターネット録画配信の試行について
- ・資料3 提出予定議案協議会について
- ・資料4 委員会におけるマイボトルの持込みや鉛筆等の机上配付について
- ・資料5 本会議における意見書朗読の省略について
- ・資料6 議場・傍聴席からの避難誘導訓練の実施について
- ・資料7 IT活用検討委員会タブレット端末操作体験（概要）
- ・資料8 「議会災害時県議連絡メーリングリスト」等の送信テストの結果について

令和 3 年 8 月 4 日
議会事務局調査課

議会広報の充実について

1 議会広報紙「TOYAMAジャーナル」創刊号の発行

(1) 発行日	令和3年6月11日（金）	
(2) 配布先	県内高等学校（公私立、特別支援学校含む）	約32,000部
	県内各公民館・コミュニティセンター	約6,500部
	議員配布	約1,500部
	県内市町村議会（市町村議員分含む）	約1,400部
	県内図書館	約700部
	都道府県議会事務局ほか、関係部局等	約400部
	合 計	約42,500部

2 議会広報紙WEB掲載の実施

(1) 業務委託先 株式会社プロジェクトタネ（本社：高岡市佐野580番地）

(2) 業務内容

① インターネットによる広告配信

ア 配信方法

動画、テキスト、バナーを活用し、富山県内在住の18歳以上の媒体のユーザーに対し、県議会ホームページの広告を配信

イ 配信期間 令和3年6月14日（月）から7月13日（火）まで

ウ 配信実績（速報）

1) 表示回数 約2,330万回

2) クリック数 約36,000回（クリック率：0.15%）

※他の同様な広告配信の通常クリック率：0.01～0.05%

② WEBアンケートの実施

ア 実施方法 アンケート回答用WEB画面の制作及び運営

イ 実施期間 令和3年6月14日（月）から8月31日（水）まで

ウ 回答状況（7/14中間報告）

1) 回答数 106件（約6割強が20歳未満）

2) 議会関心度 3割弱の方が、「関心がある」と回答

3) 広報紙 5割強の方が、「読みやすい」と回答

4割強の方が、「今後も読みたい」と回答

7割強の方が、「役に立った」と回答

3 主権者教育の推進

新たに選挙権を有することとなる生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、県内高校生に広報紙を配布するほか、生徒等の政治参加意識の向上を図れるよう、議員による出前講座や議員との座談会等を行うもの。

(1) 高校生への議会広報紙の配布 上記1のとおり（再掲）

(2) 高校生との意見交換会

「高校生とやま県議会」の委員会活動の場を活用し、高校生との意見交換会を実施

- ① 開催日時 令和3年8月10日（火）11:15～12:15
- ② 開催場所 議事堂 2階大会議室及び4階第2委員会室
- ③ 参加者 県内高等学校等の生徒会代表40名（2年生）
- ④ 参加予定議員 各常任委員会の委員長、副委員長及び広報編集委員(15名)
〔平木議員、川上議員、山崎議員、酒井議員、澤崎議員、藤井議員、岡崎議員、瀬川議員、井上議員、川島議員、大門議員、吉田議員、藪田議員、八嶋議員、奥野議員〕

(3) 「富山県青年議会」合同学習会への参加

「富山県青年議会」の合同学習会(調査研究)に対する県議会議員による助言指導

- ① 開催日時 令和3年8月21日（土）13:30～15:00
- ② 開催場所 富山県総合体育センター会議室・大研修室
（富山市秋ヶ島183番地）
- ③ 参加者 令和3年7月2日に組織された富山県青年議会40名
- ④ 参加予定議員 平木議員、澤崎議員、岡崎議員、安達議員、八嶋議員（5名）

(4) 高等学校での出前講座

議員が高等学校へ直接出向き、高校生に対し主権者教育についての講座を開催

- ① 開催日時 令和3年9月中旬（予定）
- ② 開催場所 新川高等学校及び高岡向陵高等学校（予定）
- ③ 参加予定議員 広報編集委員長他

令和 3 年 8 月 4 日
議会事務局議事課

常任委員会のインターネット録画配信の試行等について

1 常任委員会のインターネット録画配信の試行について

(1) 常任委員会録画中継の視聴状況

区分	委員会名	開催日	集計期間	視聴件数 (1日あたり)
第1回	県土整備農林水産委員会	6月8日(火)	6/9~7/31 (53日間)	216 (4.1件)
第2回	教育警務委員会	6月11日(金)	6/14~7/31 (48日間)	110 (2.3件)
第3回	地方創生産業委員会	9月7日(火) 予定		

【参考1】令和2年度と同様質問者、開始時間(〇分頃から)、質問項目を表記



【参考2】令和2年度 of 取組状況

区分	委員会名	開催日	集計期間	視聴件数 (1日あたり)
第1回	経営企画委員会	6月8日(月)	6/9~9/3 (87日間)	366 (4.2件)
第2回	厚生環境委員会	9月3日(木)	9/4~11/30 (88日間)	398 (4.5件)

(2) 本会議等の視聴状況

区分	開催日	集計期間	インターネット議 会生中継 視聴件数	録画中継 視聴件数 (1日あたり)
提案理由説明	6月14日(月)	6/15~7/31 (47日間)	85	90 (1.9件)
代表質問	6月16日(水)	6/17~7/31 (45日間)	516	182 (4.0件)
一般質問	6月18日(金)	6/21~7/31 (41日間)	681	312 (7.6件)
一般質問	6月22日(火)	6/23~7/31 (39日間)	662	343 (8.8件)
予算特別委員会	6月24日(木)	6/25~7/31 (37日間)	607	293 (7.9件)
予算特別委員会	6月28日(月)	6/29~7/31 (33日間)	483	236 (7.2件)
採決	6月30日(水)	7/1~7/31 (31日間)	69	12 (0.4件)

2 行政手続における押印の見直し等について

県議会においても、4月1日からデジタル化を推進していく上で支障要因となっている押印の見直しを行ったもの。

例) 発言通告に係る押印の廃止

発言通告については、これまで押印が必要であったことなどから、紙で提出された通告書をもとに、職員が一からHP掲載データを作成していたが、押印を廃止し、議員に通告様式を電子データで提供したことにより、電子データにより通告書が提出されるようになったほか、提出自体も早まり、事務局における事務効率が上がり、HPへの掲載も早くなるなどの効果が生じている。

令和 3 年 8 月 4 日
議会事務局議事課

提出予定議案協議会について

1 設置の経緯及び開催状況等

定例会前の常任委員会における定例会提出予定議案の質疑については、計数等の確認に限るものとされていることから、提出予定議案に関する趣旨、背景及び内容等を確認することを目的として、平成 24 年に議会運営委員会の決定により提出予定議案協議会（設置根拠：提出予定議案設置要綱）が設置されたものの、平成 28 年以降、開催実績がない。

令和 3 年度の「議会改革に関する行動計画」では、要綱に基づく協議会であって、開催実績の少ないものについては、発展的解消も視野に入れて検討することとしている。

2 開催実績が少ないと思われる理由

- ・協議会では、議案に対する要望、賛否の表明等を行えず、提出予定議案に対する委員の質疑の範囲が制限されていること
- ・常任委員会終了後に行われるため、委員会が長時間にわたった場合、委員長に開催を申し出にくいこと 等

3 課題

平成 28 年以降開催されていないことから、執行部の説明員である部局長等においても制度の理解が希薄化している。また、議案に対する質疑を活性化するために、どのような方法があるかについて、他県の運営状況調査等が必要であるほか、仮に運営方法を見直す場合は、執行部との調整が必要である。

4 今後の予定（案）

議会改革推進会議の場で検討を進める。

提出予定議案協議会設置要綱

平成24年3月22日
議会運営委員会決定
改正 令和元年5月13日
令和3年5月14日

(設置)

第1条 富山県議会委員会条例（昭和31年10月26日富山県条例第37号）第2条に定める常任委員会ごとに任意の協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、知事が定例会に提出する予定の議案に関して、その趣旨、背景及び内容等を確認することを目的とする。

(名称)

第3条 協議会の名称及び当該協議会が対応する常任委員会（以下、「対応する常任委員会」という。）は別表のとおりとする。

(構成)

第4条 協議会は、対応する常任委員会の委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、対応する常任委員会の委員長をあてる。

3 副委員長は、対応する常任委員会の副委員長をあてる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理及び秩序保持)

第6条 委員長は、協議会の議事を整理し、秩序を保持する。

(招集)

第7条 協議会は、委員長が招集する。

(発言の許可)

第8条 協議会における発言は、すべて委員長の許可を得なければならない。

(協議会の非公開)

第9条 協議会は非公開とし、会議録は作成しないものとする。

(運営)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、運営要領で定める。

附 則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和元年5月13日から施行する。

附 則

この規程は令和3年5月14日から施行する。

別表（第3条関係）（令和元年5月13日改正、令和3年5月14日改正）

協議会の名称	対応する常任委員会
経営企画協議会	経営企画委員会
教育警務協議会	教育警務委員会
厚生環境協議会	厚生環境委員会
地方創生産業協議会	地方創生産業委員会
県土整備農林水産協議会	県土整備農林水産委員会

委員会におけるマイボトルの持込みや鉛筆等の机上配付について（案）

1 概要

- (1) 委員会を開催する際、事務局において、発言席や答弁席にペットボトル（水）や紙コップを準備し、委員会終了後に、使用されたペットボトルや紙コップを廃棄している。議会においても SDGs の取組を進める観点から、各委員及び執行部出席者が自主的にマイボトルを委員会室に持ち込むことについて検討するもの。
- (2) 机上への鉛筆や罫紙等の配付について、本県執行部の審議会等では配付を取りやめていることや、資料等のペーパーレス化を進めていく点から、委員会においてもこれらの配付を取り止めることについて検討するもの。

2 近県（東海北陸 7 県）の状況

区 分	委員会室における湯茶等の配付状況や委員等の持込状況	委員会室にマイボトルを持ち込むことの可否に関する規定や申し合せ等	委員席に配付しているもの（資料除く）
石川県	委員、執行部の報告事項説明者に対してお茶を提供 令和 2 年 5 月から委員には飲料の持込みを許可	なし	鉛筆、コピー用紙
福井県	委員長には水差しを準備 令和 2 年 6 月よりコロナ対策として委員及び執行部への湯茶の提供を廃止 （代わりにマイボトル及びペットボトルによる水またはお茶の持込みを可としている（ただし水分補給は休憩時のみ））	左記について議運で了承	委員長席にのみ鉛筆、罫紙、付箋、消しゴム
岐阜県	湯飲みでお茶を提供 マイボトル等を持ち込む出席者はいない	なし	なし
静岡県	委員席に緑茶及び湯飲みを配置 部局長にお茶の持込を認める	なし	鉛筆、マーカー、付箋、消しゴム
愛知県	アルミ缶（水）及びグラスを委員席及び執行部（部長級以上）に配付	左記について議運で決定	なし
三重県	湯茶等の配付はなく、飲み物の持込は委員の裁量	なし	筆記用具、罫紙、付箋
富山県	委員長席、発言席、答弁席にペットボトル（水）及び紙コップを配置 委員会室にマイボトルを持ち込む委員や執行部出席者はいない	持ち込みの可否に関する規定や申し合せ等はない	鉛筆、罫紙、付箋

3 今後の予定（案）

常任委員会及び特別委員会においてマイボトルの持込み、鉛筆等配付の取り止めを試行（ペットボトル等の配付は並行して実施）

来年度の正副委員長会議において、試行結果を踏まえ、マイボトルの持込みや取扱い、鉛筆等の配付の取り止めについて協議

本会議における意見書朗読の省略について（案）

1 趣旨

議会運営委員会の協議の結果、全会派が賛成し、議会運営委員会のメンバー名で提案する意見書については、本会議場での職員による意見書の朗読を省略することにより議会運営の効率化を図るもの（意見書は、議員提出議案として議席に配付している）。

2 東海北陸7県及び富山市、高岡市の状況（HP 公開議事録より確認）

職員による朗読あり 2県、朗読なし 5県2市

県名	提出者	議員による 提案理由説明	職員による 意見書の朗読	備考
富山県	全会派 (議運メンバー)	なし	あり	
	一部会派	あり	なし	
石川県	全会派	なし	なし	
	一部会派			
福井県	全会派	あり	なし	
	一部会派			
愛知県	全会派	あり	なし	全会派一致したもののみ議会に提案
岐阜県	全会派	あり	なし	
	一部会派			
三重県	全会派	なし	なし	
	一部会派			
静岡県	全会派	なし	あり	全会派一致したもののみ議会に提案
富山市	全会派	あり(意見書の朗読をもって提案理由説明とする)	なし	
	一部会派			
高岡市	全会派	あり(意見書の朗読をもって提案理由説明とする)	なし	
	一部会派			

3 今後の対応

議会改革推進会議においてご了解が得られれば、議会運営委員会で取扱い（例えば意見書の配付をもって、これまでの朗読に代え、速やかに簡易採決を行うなど）を協議し、議員各位に周知の上、令和4年2月定例会から実施することとする。

4 その他

決議については、意見書（思い）と異なり、議会の機関としての意思の表明であり、また、法的効果をもつもの、政治的あるいは道義的效果を生じるものもあるため、これまでどおり朗読する。

5 関係法令

○富山県議会会議規則（粹）
（議案等の朗読）

第38条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

令和3年8月4日

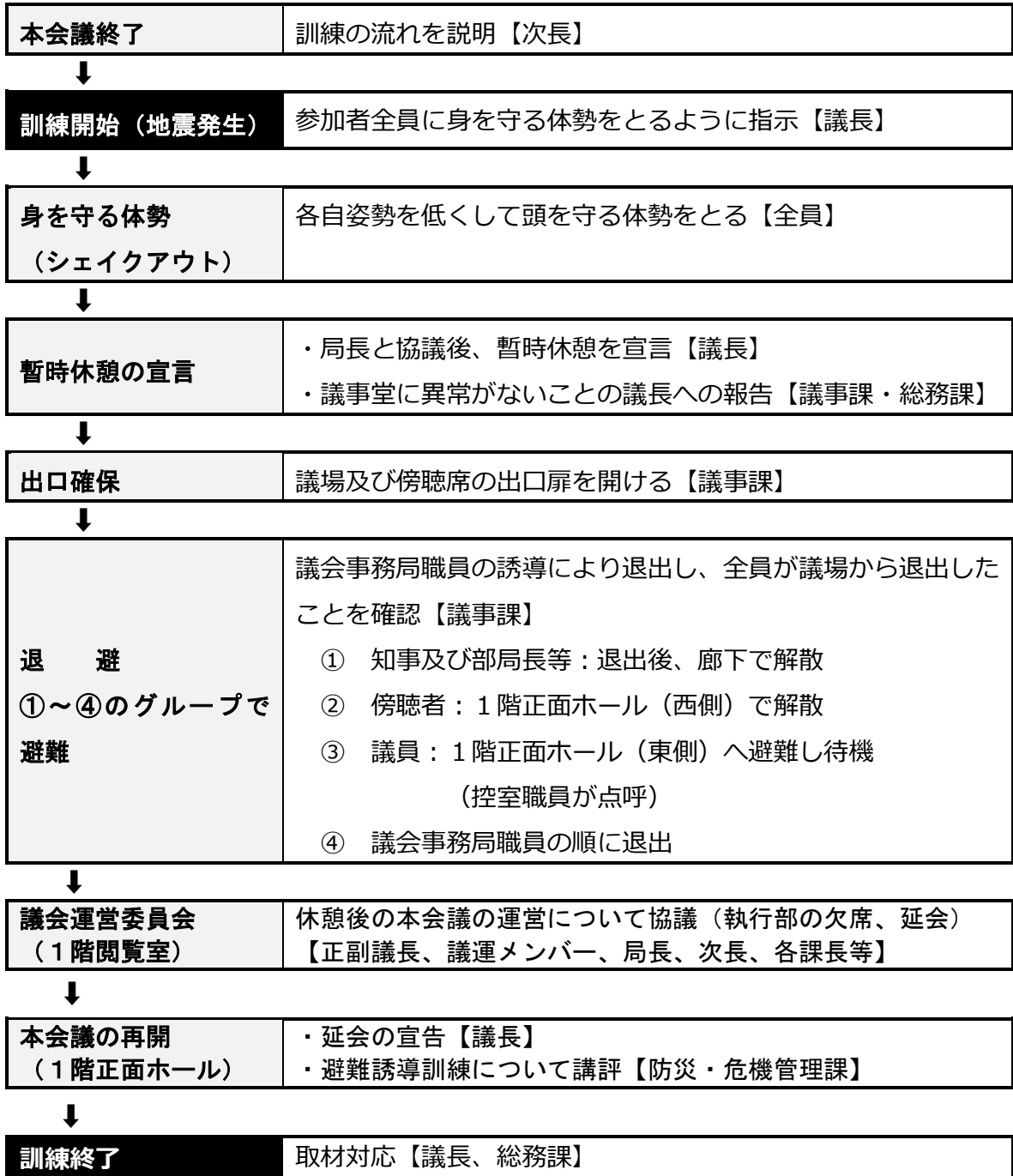
議会事務局総務課

○訓練の目的

地震発生時に議会運営及び避難誘導を的確に行えるよう、『富山県議会危機管理マニュアル』（地震発生時におけるフロー図）に基づき、全議員、傍聴者、知事及び部局長等の議場からの避難誘導訓練を実施する。併せて、本会議の延会手続や誘導手順等の検証を行い、改善点のマニュアルへの反映を検討する。

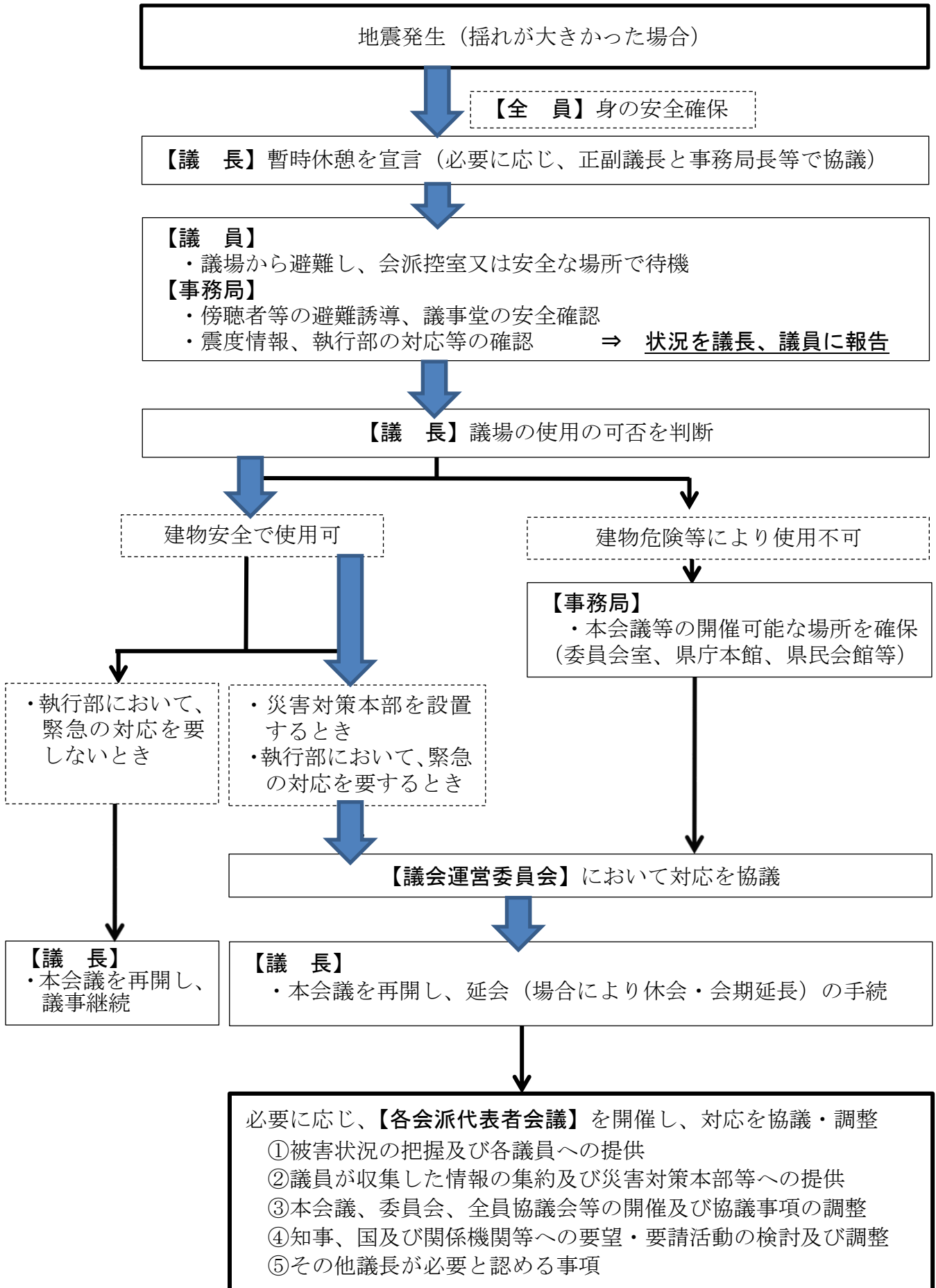
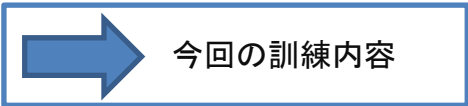
- 日 程 令和3年9月8日（水） 9月定例会初日（本会議終了後、訓練を実施）
- 参加者 全議員、傍聴者、知事及び出席部局長等、議会事務局職員
- 内容 本会議開会中に、県内で震度7の地震が発生したことを想定した議会運営及び議場内からの避難誘導訓練

○訓練の流れ



地震発生時におけるフロー図

フロー図 1 本会議開会中



I T 活用検討委員会タブレット端末操作体験会（概要）

- 1 開催日 令和3年7月20日（火）10:00～12:00、13:00～16:00
令和3年7月28日（水）10:00～12:00
- 2 参加議員 16名
- 3 機種 6機種
【iPad】
①iPad Pro 12.9インチ、②iPad 10.2インチ、③iPad Air
【Windows】
④Surface Pro、⑤VAIO 14インチ、⑥HP EliteBook 1030 G3
- 4 体験内容 「Google ドライブ」（ファイル共有）による PDF 資料等の閲覧、
「Google カレンダー」による日程共有の確認 等
- 5 体験の様子



令和 3 年 8 月 4 日
議会事務局総務課

「議会災害時県議連絡メーリングリスト」等の送信テストの結果について

1 概要

「議会災害時連絡メーリングリスト」(39人(うち2人はFAX))への送信テストの結果を報告します(R元年度から3回目)。

※県(防災・危機管理課所管)「安否確認・緊急連絡網システム」を活用して実施

2 送信テスト結果

(1) 1回目: 令和3年7月1日(木)

区 分	人 数	備 考
安否確認回答	28人	うちFAX2人
安否確認未回答	11人	
計	39人	

(2) 2回目: 令和3年7月5日(月)(上記(1)未回答11人を対象)

区 分	人 数	備 考
安否確認回答	4人	
安否確認未回答	7人	
計	11人	

※安否確認未回答の理由(聞き取り)

- ①メールが未到達 4人(うち1名は後日到達)
- ②メールは確認、安否確認の回答を失念 3人

(3) 3回目: 令和3年7月15日

(上記(2)安否確認未回答者の内、②の3人と①でメールが後日到達した方1名を対象)

区 分	人 数	備 考
安否確認回答	4人	
安否確認未回答	0人	
計	4人	

3 今後の対応

・上記(2)でメールが未到達の方(3人)への対応

迷惑メールとして受信拒否している可能性等の未到達の原因を究明中であり、早急に今後の対策について明確化する予定。

・今回「安否確認・緊急連絡網システム」からのメール送信は1回のみで設定しましたが、次回の送信テストからは、安否確認についての回答がない場合は15分毎にメールが送信される(職員と同じ)ように設定を変更。

※仮に、県内で震度6弱の地震が発生した場合、「安否確認・緊急連絡網システム」での安否確認が未回答の場合は、携帯電話へのショートメール送付や電話連絡などにより安否確認を行うこととなります。

・今後も年1回は必ずメールアドレス確認及び送信テストを実施。